

西原町地域子育て支援拠点事業事業者募集要項

西原町地域子育て支援拠点事業を実施する事業者について、次のとおり公募する。ただし、本町の令和 8 年度予算の成立を補助金交付の条件とする。

1 事業概要

(1) 事業名 西原町地域子育て支援拠点事業(一般型)

(2) 事業の目的

少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭・地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤立感・不安感の増大等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実が図られ、子育て中の親子が気軽につどい交流する場として、また、育児相談や講座等を開催することで、子育ての不安感等が緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的とする。

(3) 事業内容

・事業開始時期 令和 8 年 4 月 1 日

・事業内容

常設の地域子育て支援拠点を開設し、子育て家庭の親とそのこども(主として概ね 3 歳未満の児童及び保護者。以下「子育て親子」という。)を対象に以下ア～エの事業を実施する。

ア 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進

イ 子育て等に関する相談・援助の実施

ウ 地域の子育て関連情報の提供

エ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

・開所日数 週 5～7 日(1 日 5 時間以上)

・配置職員

子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する専任の者を 2 人以上配置すること。

・その他

授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具その他乳幼児を連れて利用しても差し支えないような設備、利用者が利用できる駐車場を有すること。

(4) 実施場所 西原町内

(5) 募集事業者数 2 者

(6) 補助予定額 9,023,000 円

※補助金等交付要綱に基づき交付等を行う。(令和 8 年度予定)

2 事業採否の決定方法について

本件は、事業者からの提案受け、「西原町特定教育・保育施設等設置事業者選考委員会」での審議を経て、町が選考を行う。

3 参加資格要件

本募集に参加できる者(以下「参加者」という。)は、次のいずれの要件も満たすものとする。

- ア 西原町子ども・子育て支援事業計画に基づく事業(令和 11 年度までの 5 年間で「2 施設」を設定)であることを十分理解し、町の保育行政に積極的に協力できる者
- イ 児童福祉法、子ども・子育て支援法、国の通知通達、西原町条例等の関係法令及び西原町の指導を遵守できる者

4 企画提案書等の提出

(1) 企画提案書等の作成

番号	提出書類	様式	部数
①	企画提案届出書	様式第 1 号	7 部
②	法人等概要	様式第 2 号	7 部
③	地域子育て支援拠点事業に関する事業の実績 (実施している場合に提出)	様式第 3 号	7 部
④	事業計画書	様式第 4 号	7 部
⑤	実施した場合の収支計画	様式第 5 号	7 部
⑥	実施施設の平面図、周辺地図及び内装写真 ・平面図: 拠点面積、実施場所、利用者のトイレ、設備の配置がわかるようにすること。(授乳コーナー、流し台、おむつ台その他幼児を連れて利用しても差し支えないような設備) ※利用者の駐車可能台数を記載すること ※部屋の利用可能な親子組数を記載すること ・周辺地図 ・活動の中心となる部屋等を含む内装写真を 2 枚、保育室以外で使用する部屋等があればその写真	任意様式	7 部
⑦	誓約書	様式第 6 号	1 部
⑧	納税証明書 ・国税未納がないことの証明(法人税及び消費税等) ・県税滞納がないことの証明 ・町税滞納がないことの証明(全税目で直近 2 年分の記載のあるもの) ※非課税の場合は「非課税証明書」 ※3 か月以内に発行されたもの(写し可)	各種証明書	1 部

※①～⑥については、番号順にフラットファイル(A4 版縦形)に綴じて、インデックスをつけて提出すること。なお、ファイル内の書類はホチキス等でとめないようにすること。(原本 1 部、副本 6 部)

(2) 提出期限・方法及び場所

- ・提出期限 令和 8 年 3 月 17 日(火曜日) 15:00 必着
- ・提出場所 西原町役場福祉部こども課保育所係 ※開庁日に限る。
- ・提出方法 持参または郵送 ※提出期限を過ぎた企画提案書は受け付けない。
(電子メール及び FAX での提出は受け付けない。郵送必着。)

※参加にかかる一切の費用は、参加申込書を提出した者の負担とする。

5 審査方法

(1) 審査方法

事業提案の評価は、企画提案書等の提出された書類とプレゼンテーションをもとに、総合的に審査を行い、最も優秀な提案者 2 者を選定する。

(2) 書類審査

事業提案者が 4 者以上の場合は、企画提案書等の内容を確認し、書類審査を行ったうえで、原則として 3 者を選定する。

(3) プレゼンテーション審査

企画提案内容等の確認のため、以下の日時・場所でプレゼンテーションを実施する。

- ・日時 令和 8 年 3 月 19 日(木曜日) ※開始時間については別途通知する。
- ・場所 西原町役場 2 階災害対策室
- ・順番 受付順とする。

ア 提案説明 15 分以内、質疑応答 10 分程度、準備撤収5分以内とする。

イ プレゼンテーションは非公開とする。

ウ 1 事業者につき、3 名までの入室を認める。

エ プレゼンテーションの内容は、提出された企画提案書をもとに行なうこと。当日の内容変更及び資料の追加は認められない。

オ プロジェクター、スクリーン及びコンセントについては、本町側で用意する。また、パソコン等のその他プレゼンテーションに必要となる物は、事前にその旨を連絡の上、すべて企画提案者側で用意すること。

(3) 審査結果の通知及び公表

委員会にて採択事業者を選定後、令和 8 年 3 月 24 日(火)に全参加者あてに通知する。また、本町ホームページにおいて、採択事業者名を公開する。

7 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 募集要項等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

- エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- オ 審査委員に任命された者が役員等の職についている場合
- カ 審査委員に、働きかけなどの行為を行ったことを町が確認した場合
- キ 宗教活動や政治活動又は営利を目的とした法人又は団体である場合
- ク 特定の公職者(候補者を含む。)又は政党を推薦、支持、反対をすることを目的とした法人又は団体である場合

8 スケジュール

実施スケジュールは、次のとおりである。

実施内容	実施期間又は期日
企画提案書の提出期限	令和8年3月17日(火)
プレゼンテーション	令和8年3月19日(木)
企画提案書審査結果の通知	令和8年3月24日(火)

9 施設愛称について

本公募により選定された事業者においては、親しみのある愛称にしてください、施設運営を行っていただきたい。

10 問合せ先

〒903-0220 西原町字与那城 140 番地の1
 西原町役場福祉部こども課保育所係
 電話:098-945-5311

別紙
(選考基準)

項目	評価対象
基本事項	応募理由
	課題と取組み
事業の運営体制	職員体制
	開設日数・開設時間
	事業計画(子育て親子の交流の場の提供と交流の促進)
	事業計画(子育てに関する相談及び援助の実施)
	事業計画(地域の子育て関連情報の提供)
	事業計画(子育て及び子育て支援に関する講習会等の実施)
	個人情報保護
	事業内容向上のための提案
	広報
地域との関係性	地域の理解
	地域との連携
その他	実施する施設的环境
	同種事業の実績

- ※ 事業者の提案内容に対し審査項目ごとに評価を行い、配点の範囲内で採点し、その合計点を事業者の評価点とする。
- ※ 評価点の高い順を基本とし、最も優れた提案をした事業者2者を候補者とする。
(同点の場合は、最上位と評価した委員の数が最も多い事業者を候補者とする。)
- ※ 最低基準点は、「配点合計の6割」×「審査を行った委員の数」とする。